都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に 伴う障害保健福祉関係法律の規定の特例等について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)が本日公布され、同日より施行(一部平成23年3月11日より適用)されたところである(別添1参照)。また、併せて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令(平成23年厚生労働省令第57号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示(平成23年厚生労働省告示第154号)が本日公布され、同日より施行(一部平成23年3月11日より適用)されたところである(別添2から別添5まで参照)。

これらの法令の施行に伴う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定の特例並びに障害保健福祉に係る特別の財政援助措置等について下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、これらの措置が東日本大震災の被災者等に遺漏無く適用されるよう、特段の配慮をお願いする。

第1 定義(震災特別法第2条)

- 1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。)において、「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害であること。
- 2 震災特別法において、「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本 大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものであること。この政令 で定める市町村は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政 令第127号)に定められているものであること。
- 3 震災特別法において、「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域であること。この政令で定める市町村は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令に定められているものであること。

第2 医療機関の災害復旧に関する補助(震災特別法第46条)

国は、次に掲げる精神科病院の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けた精神科病院の災害復旧に要する費用につき、それぞれに掲げる割合を補助すること。

- ① 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所)のうち、精神科病院であるもの 3分の2
- ② ①以外の民間の精神科病院 2分の1

第3 障害者支援施設等の災害復旧に関する補助(震災特別法第48条)

- 1 特例の概要(障害福祉関係部分)
- (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が設置した施設に対する補助 都道府県が、特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市 を除く。)が設置した障害福祉サービス(療養介護、児童デイサービス、 短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に限る。)の事業の用に供する 施設又は社会事業授産施設の災害復旧に要する費用につき6分の5を下

らない率により補助する場合には、当該補助に要する費用(当該費用が 6分の5を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。)の5分 の4を国が補助すること(震災特別法第48条第1項)。

(2) 都道府県及び市町村以外の者が設置した施設に対する補助

都道府県又は指定都市若しくは中核市が、都道府県及び市町村以外の者(社会福祉法人、NPO法人等)が設置した①身体障害者社会参加支援施設、②障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス(療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設(以下この(2)において「障害者支援施設等」という。)又は③社会事業授産施設の災害復旧に要する費用につき6分の5を下らない率により補助する場合には、当該補助に要する費用(当該費用が6分の5を超える場合は、その超える部分に要する費用を除く。)の5分の4を国が補助すること(震災特別法第48条第3項)。

この国の補助は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域内にある身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は社会事業授産施設ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとすること(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第3条第1項)。

- ・ 当該区域における身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は社会事業授産施設の数に対する東日本大震災により著しい被害を受けた身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は社会事業授産施設(その復旧に要する費用の額が60万円未満のものを除く。)の数の割合が10分の1以上であること。
- ・ 当該区域における東日本大震災により著しい被害を受けた身体障害者 社会参加支援施設、障害者支援施設等又は社会事業授産施設の復旧に要 する費用の一施設当たりの平均額が80万円以上であること。
- (3) 特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した施設に対する補助

特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(療養介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設又は社会事業授産施設の災害復旧に要する費用の3分の2を国が補助すること(震災特別法第48条第5項)。

2 留意点

1とは別に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づく補助のほか、予算措置による補助を行う予定であること。

第4 障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例 (震災特別 法第85条)

東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者に対して児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の5に基づく災害等による利用者負担の減免規定が適用される場合(特定被災地方公共団体及び厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)において、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に同法第24条の5の規定により利用者負担が免除された場合に限る。)において、都道府県等が負担する当該利用者負担の免除に係る追加費用につき国が補助すること(震災特別法第85条第2項)。

厚生労働大臣が定める都道府県等及び平成24年2月29日までの間に おいて厚生労働大臣が定める日については、今後、東日本大震災による被害 状況等を踏まえて、定める予定であること。

第5 指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助 (震災特別 法第86条)

1 特例の概要

都道府県等は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に施設給付決定保護者(児童福祉法第24条の5の規定により利用者負担が免除されたものに限る。)に係る障害児が指定施設支援を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、食費及び居住費に要した費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から特定入所障害児食費等給付費の額を控除した額を支給すること(震災特別法第86条第1項)。

また、この支給に要する費用については、国が都道府県等に対し、補助することとしたこと(震災特別法第86条第2項)。

平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日については、今後、東日本大震災による被害状況等を踏まえて、定める予定であること。

指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、児童福祉法施行令第27条の6第1項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成18年厚生労働省告示第560号)に規定する額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とすること(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示(平成23年厚生労働省告示第154号。以下「震災特別法施行告示」という。)第1条)。

2 留意点

(1) 低所得者に係る規定の適用について

本特例の適用を受ける者については、児童福祉法第24条の5の規定により利用者負担を免除された旨の都道府県等の認定が必要であること。また、東日本大震災以前から利用者負担が無料となっている者についても、別に同条の規定の適用を受けた旨の認定をすることにより、本特例の対象となること。

(2) 費用の支給までの間の取扱いについて

指定知的障害児施設等においては、東日本大震災により被災した施設給付決定保護者等については本特例が適用されうることを念頭に、必要に応じて食費及び居住費の徴収を猶予するなど特段の配慮をお願いしたいこと。

(3) 費用の支給手続について

この費用の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、氏名、居住地、 生年月日及び連絡先、入所している指定知的障害児施設等の名称並びに 児童福祉法第24条の5の規定により利用者負担を免除された旨を記載 した申請書を都道府県等に提出することなどを行うこと(東日本大震災 に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関 係規定の施行等に関する省令(平成23年厚生労働省令第57号。以下 「震災特別法施行省令」という。)第24条)。

第6 介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例(震災特別法 第87条)

東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等に対して障害者自立 支援法(平成17年法律第123号)第31条に基づく災害等による利用者 負担の減免規定が適用される場合(特定被災地方公共団体及び厚生労働大臣 が定める市町村において、平成23年3月11日から平成24年2月29日 までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に同法第31条の規定により利用者負担が免除された場合に限る。)において、市町村が負担する当該利用者負担の免除に係る追加費用につき国が補助すること(震災特別法第87条第2項)。

厚生労働大臣が定める市町村及び平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日については、今後、東日本大震災による被害状況等を踏まえて、定める予定であること。

第7 指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助(震災特別 法第88条)

1 特例の概要

市町村は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日までの間に支給決定障害者等(障害者自立支援法第31条の規定により利用者負担が免除されたものに限る。)が施設入所支援を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、食費及び居住費に要した費用について、指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から特定障害者特別給付費等の額を控除した額を支給すること(震災特別法第88条第1項)。

また、この支給に要する費用については、国が市町村に対し、補助することとしたこと(震災特別法第88条第2項)。

平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日については、今後、東日本大震災による被害状況等を踏まえて、定める予定であること。

指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、障害者自立支援法施行令第21条の3第1項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成18年厚生労働省告示第531号)に規定する額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とすること(震災特別法施行告示第2条)。

2 留意点

(1) 低所得者に係る規定の適用について

本特例の適用を受ける者については、障害者自立支援法第31条の規定 により利用者負担を免除された旨の市町村の認定が必要であること。ま た、東日本大震災以前から利用者負担が無料となっている者についても、 別に同条の規定の適用を受けた旨の認定をすることにより、本特例の対象となること。

(2) 費用の支給までの間の取扱いについて

指定障害者支援施設等においては、東日本大震災により被災した支給決 定障害者等については本特例が適用されうることを念頭に、必要に応じ て食費及び居住費の徴収を猶予するなど特段の配慮をお願いしたいこと。

(3) 費用の支給手続について

この費用の支給を受けようとする支給決定障害者等は、氏名、居住地、 生年月日及び連絡先、入所している指定障害者支援施設等の名称並びに 障害者自立支援法第31条の規定により利用者負担を免除された旨を記 載した申請書を市町村に提出することなどを行うこと(震災特別法施行 省令第26条)。

第8 その他

- 1 特定旧法受給者に係る経過措置(震災特別法附則第2条) 障害者自立支援法附則の規定によりなお従前の例によることとされている身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設に入所する者についても、第6及び第7が適用されることとしたこと。
- 2 障害者自立支援法等改正法に係る所要の改正(震災特別法附則第12条) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策 を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律 の整備に関する法律(平成22年法律第71号)による児童福祉法及び障害 者自立支援法の改正に伴う所要の改正を行うこととしたこと。

第9 適用(震災特別法第105条)

第5及び第7の措置は平成23年3月11日から適用されるものであること。

なお、第4及び第6の措置については、公布日から施行されるものであるが、3月11日以降の費用についても補助の対象とするものであること。

第10 留意事項

- 1 第2から第7までの措置に係る国の補助の詳細については、追って補助金 交付要綱をお示しする予定であること。
- 2 第5及び第7の費用の支給方法等については、現在、厚生労働省において、 調整中であり、追って通知等においてお示しする予定であること。

以上